

平成 29 年度決算の算定様式の主な改正事項

【健全化判断比率に関する算定様式等】

表番号等	改正内容
全体	バージョンを Ver29.00 に変更。
全体	年度を変更。(例: 平成 28 年度→平成 29 年度)
様式 要領	3 ①表 「減債基金積立不足額を考慮して算定した額」の算定上の基礎数値に係る補足説明を追加。 (減債基金残高のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の財源として積み立てた額に係るもののみを記入するなど) ※従来の算定に変化はありません。

【資金不足比率に関する算定様式等】

表番号	改正内容
全体	バージョンを Ver29.00 に変更。
全体	年度を変更。(例: 平成 28 年度→平成 29 年度)
様式 要領	2 ①表 2 ②表 4 ②③表 地方債に関する省令附則第 8 条の 2 及び地府公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則附則第 4 条により、資金不足額の算定方法に係る 3 年間の経過措置が終了したことに伴い、その算定上に含まれていた「控除引当金等」、「貸倒引当金」を削除するもの。